

「インドネシア：M&Aに関する新規則」 ～一定規模以上のM&Aに競争監視委員会への報告義務～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

インドネシア政府は、大手企業のM&Aについて、実行後30営業日以内の競争監視委員会（KPPU, Komisi Pengawas Persaingan Usaha）への報告、報告受領後90日以内の競争監視委員会による評価を行うことを定めた規定を発表した。

本規定を受け、競争監視委員会は独占・不完全競争の評価の指針案を発表。2週間の期限を設け、パブリックヒアリングを実施中。

「独占や不健全競争を生む可能性のある企業の合併、統合、買収についてのインドネシア政府規定」
(2010年第57号)

インドネシア政府は、「独占と不健全競争についてのインドネシア共和国国法（1995年第5号）」の細則となる「独占や不健全競争を生む可能性のある企業の合併、統合、買収についてのインドネシア政府規定」（2010年第57号）を7月20日付で発布した。

本規定は、即日実効となっている。本規定の主要ポイントは以下の通り。

競争監視委員会は企業の合併、統合、買収行為が、独占や不完全競争を生むおそれ無いかを評価する。(2条)

競争監視委員会は法律に則り、合併、統合、買収行為を指し止めることができる(4条)

合併、統合、買収を行う企業で、合併、統合、買収行為後の資産もしくは売上が一定基準を超えるものについては、行為実行後30営業日以内に競争監視委員会に文書により報告をする義務がある。

報告義務の基準は、合併、統合、買収後の総資産もしくは売上（企業が直接、乃至、間接的な支配・保有を含む）が下記に達するもの。

- A) 総資産が IDR2,500,000,000,000 (2.5兆ルピア、約250億円)
 - B) 売上が IDR5,000,000,000,000 (5兆ルピア、約500億円)
 - C) 銀行の場合は総資産が IDR20,000,000,000,000 (20兆ルピア、約2,000億円)
- (5条)

報告遅延には、1日当たり IDR1,000,000,000 (10億ルピア、約1,000万円) の遅延制裁金を課す。遅延制裁金の最高額は IDR25,000,000,000 (25億ルピア、約2億5,000万円)。(6条)

グループ内企業同士での合併、統合、買収には適用されない。(7条)

報告受領後 90 営業日以内に競争監視委員会は、独占や不健全競争につき評価を実施する。(9 条)

合併、統合、買収を計画する企業は、競争監視委員会宛に口頭、もしくは書面にて事前相談をすることが出来る。事前相談に対して競争監視委員会は 90 営業日以内に書面により、提案、指導、意見を行う。(10 条)

詳細の内容は、原文ご参照。

<http://www.djpp.depukumham.go.id/component/content/article/116/619.html>

また、競争監視委員会は本規定に則り、評価の指針案を発表。2 週間の期間でパブリックヒアリングを行っており、指針案の内容に意見のあるものは競争監視委員会（Eメール：infokom@kppu.go.id）宛てに意見を提出することが出来る。

指針案のリンクは以下のリンクご参照。

<http://www.kppu.go.id/baru/index.php?type=art&aid=1263&encodurl=08%2F16%2F10%2C01%3A08%3A48>

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部CIBグループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。